

大友氏家臣団についての一考察：加判衆考察の問題点

芥川, 竜男 / AKUTAGAWA, Tatsuo

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

42

(終了ページ / End Page)

53

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010673>

大友氏家臣団についての一考察

— 加判衆考察の問題点 —

芥 川 竜 男

一

数年来学界においては、戦国大名研究の停滞が指摘されている。しかし大友氏については、基礎史料の編集・校訂・刊行が着実に進められ一応の完成をみている。この大事業の進展は、大友氏研究の深化の上に効果を示し表記の「大友氏家臣団」についてもいくつかの労作をみるに至った。小稿も当然これら研究史を基盤にして進められる。諸成果を要約すれば次のごとくである。

大友氏の家臣団の直臣団中最上部に位し、中枢的役割を果たしたのは加判衆（宿老・年寄）で、六人より成り内三名を同紋衆、他を国衆および新参衆の中から加え、一種の評定衆と考えられる。そしてその内一名乃至二名は豊後に在国せず筑後の代官として任地にあるを常

とした。かかる家臣団の形成は、大友義長―義鑑―義鎮代にかけて行なわれ、義鎮代には郷村の土豪上層農民を個々に被官化・与力化する個別的把握方式をとって深化されていった。かかる方式の典型としては、国東半島を根拠とした大友庶家田原氏が、惣領大友から分離してゆきつつも、結局は天正八（一五八〇）年田原親貫が大友義鎮に滅され、その跡に義統の弟新九郎親家を継がしめ、田原親家のもとに年寄衆乃至直臣団が成立した事実がある。

地域的領主層把握の実例として、田原氏はしばしば採り上げられているが、田原氏などは系譜的には同紋衆であっても、実質的には強大な国衆であり、外山幹夫氏の指摘するごとく、小大名ということができよう。

田原氏の家臣団の中には、津崎・森・竹田津など在地

土豪層と思われるものを、田原氏の加判衆にくみ入れて
いるのである(1)。

かくして大友義鎮代には家臣団構成の充実をみるので
あるが、一方直臣団の内部には、不断に他門衆が一族同
紋衆に肩を並べようとする動きを示している。このよう
な動揺は、義鎮―義統の推移過程が最も激しいようで、
義鎮のキリスト教受洗はその一大要因をなしたもののご
とくである。そして島津氏の攻勢に敗れてからは、天正
十四(一五八六)年に義鎮の秀吉救援要請のための上洛
となり、秀吉の九州征伐誘導の一因をなし、衰退の一路
をたどってゆくのである。

かかる直臣団の変遷の中で、文書に加判・連署されて
いる者、つまり家老・老中・宿老と呼ばれる者について
「奉行人」という観点から着目してゆくと、(1)文明・長
享・延徳・明応年間にあっては、連署者は四名―六名の
型をとり、このような変化は、(4)大友家に関する事件の
発生、(4)対象身分の高低、(4)再度の命を受け奉ずる場合
等の理由によって生ずると考えられ、(2)文亀・永正年間
にあっては、連署者は三名―五名の型をとり、しかもそ
れは不規則に変化する。その変化の過程で着目すべきこ
とは、朽網親満の乱を契機にして、国衆の力を抑えて同
紋衆が中心勢力として台頭する事実である。(3)大永・享

大友氏家臣団についての一考察(芥川)

禄年間では、三人―四人の型をとり、前代に比して同紋
衆の力はさらに増大する傾向をとり、佐伯惟治の乱はそ
の傾向を助長する。(4)天文・弘治年間においては、同紋
衆と国衆の比は、明応―永正年間の逆にひとしくなり、
同紋衆の勢力は圧倒的となる。連署は三人―五人の型で
ある。(5)永禄・元亀・天正年間では、三名から五名の型
をとるが、五名の型は僅少になり全体としては三名の型
が多い傾向をとり、大友氏の衰退期を物語るごとくであ
り、いみじくも大友氏の守護―守護大名―戦国大名―衰
退の側面を示しているといえよう。そして一方において
は、文書面からこれら直臣団を一括して奉行人としての
範疇からその変遷をトレースして、年代不詳文書の年代
比定をなす、という労作が生れている(2)。

この場合文書の精査によって、さらにその変遷の密度
が深められることと思うし、一括して「奉行人」として
把握することには疑問がもたれる。(筆者の管見に入った
範囲で三十一例ばかり発見し得た。これについては、別
の機会に発表したい)

以上今日までの諸成果の要約をしたが、いずれも上級
家臣団についての考察である。これら上級家臣団の分析
は深化されつつあるが、これら家臣団の職制・支配機構
などの究明は今後に課せられている。小論はかかる研究

史の反省の上に立ってアプローチを試みるものである。

註(1) 外山幹夫氏「九州に於ける大名領国の形成」日本歴史第一

〇一号

同氏「守護大名としての大友氏の性格について—家臣団編成過程を主としてみたる—」ヒストリア第十八号

杉本尚雄氏「中世後期の九州の状勢」歴史教育第七卷第八号

桑波田 興氏「大友氏家臣団についての一考察」九州大学九州文化史研究所紀要第八・九合併号

拙稿「豊後大友氏研究覚書—大友義統を諫むる連署状案の分析—」研究と評論第二号（法政大学第二高校発行）

(2) 橋本操六氏「大友氏奉行人の変遷と時代考証」豊日史学第二七・二八合併号

田北学氏編「続編年大友史料(六)」三六六号史料の編者註

二

右に要約紹介した橋本操六氏の論考で、「奉行人」として一括して扱っている内容について検討してみたい。

史料としては、橋本操六氏とほぼ同様、『大分県史料』第一部・第二部全十三巻。田北学氏編『大友史料』第壹輯・第貳輯。同氏編『続大友史料』全六冊。同『続編年大友史料』全十冊。『熊本県史料』中世編第一等に拠り、家老クラスの人物が連署・加判している文書を抽出して、

分析の対象とした。

これらの文書は、「大友氏奉行人連署状案」、「大友氏奉行人連署状」、「大友氏奉行人連署奉書」（以上大分県史料所見）、「大友氏重臣連署状」、「大友氏老臣連署状」（以上大友史料・続大友史料・続編年大友史料所見）、「大友家年寄連署奉書」、「大友家年寄連署書状」（以上熊本県史料所見）等、史料編纂者によって文書分類のタイトルは異なっている。しかし古文書学的な形式名としての「連署状（案）」、「連署奉書」などは一貫して共通であるが、それに冠する称呼としては、「奉行人」「重臣」「老臣」「年寄」という如く表現は相違している。これらの相違は直ちに問題になるべき事柄ではないが、学術用語の整理という観点からは考慮さるべきであろう。

さてここで右にあげた文書に、連署、加判している者について、いかなる称呼が用いられているかを文書の中に探ってみよう。いま年代の明らかなもののみを表にすると次のごとくである。

年 代	称 呼	所 見 史 料
天文十九（一年寄共十二例 五五〇）以前 （大友義鑑代 とそれ以前）		・室原文書一九（熊史・中世編・第一・ 七四九頁）年不詳 ・宇佐中島文書一、（大分史・八・二 九六頁）年不詳 ・東国東岐部文書二八、（大分史・一 〇・一七二頁）年不詳 ・同右三八、（同右一七六頁）年不詳 ・同右四一、（同右一七八頁）年不詳 ・同右四三、（同右同 頁）年不詳 ・同右四七、（同右一八〇頁）年不詳 ・東国東富来文書八、（大分史・二〇・ 二二六頁）年不詳 ・統・編・大友史八、三一八、一四八 頁）年不詳 ・同 右 三二〇、一四九 頁）年不詳 ・同 右 三二二、一四九 頁）年不詳 ・室原文書三、（熊史・中世編・第一・ 七三九頁） ・統・編・大友史八、三一八、一四七 頁）年不詳
天文十九（二年寄共九 五五〇）年 （大友義鎮代）	宿老中一 例	・北里文書三、（熊史・中世編・第一・ 四九八頁）天文十九年 ・直入田尻文書十一、（大分史・十三・ 二二七頁）天文二十三年

大友氏家臣団についての一考察（芥川）

年 代	称 呼	所 見 史 料
天正七（一五 七九）年以降	宿老衆一 中 例	・大友史・卷二五二号、永禄九年 ・大分徳丸文書十六、（大分史・九・四 〇二頁）永禄九年か？ ・大友史・卷一四三号、年不詳 ・宇佐屋形二郎文書二五（大分史・ 二、三八〇頁）年不詳 ・宇佐広崎文書十二、（大分史・八、 一三四頁）年不詳 ・同右十、（大分史・八、一六五頁） 年不詳 ・速見荒卷文書十、（大分史・十、五 六九頁）年不詳 ・大友史・卷一一三号、 天文二十三年と比定できる
	年寄共三 例	・北里文書一五、（熊史・中世編・第 一、五〇五頁）天正十三年か？ ・宇佐薬丸文書三九、（大分史・二、 三一〇頁）年不詳 ・竹田平林文書四、（大分史・十三、 二二〇頁）年不詳

○年号の明らかな文書のみを用いた。
○所見史料の欄で、熊史は熊本県史料、大分史は大分県史料、
大友史・卷は大友史料第巻輯、統・編・大友史は統編年大友
史料の夫々略称である。

この表から知り得ることは、「年寄共」という表現は、大友義鑑・大友義鎮・大友義統三代の間に一貫してみられる。文書面には次のごとくに記されている。

(イ)至肥後急度一勢差出候、此節別而被勅忠貞事肝要候、依忠義厚薄恩賞等之事、(阿蘇)惟豊可申談候、猶年寄共可申候、恐々謹言

十一月四日

義鑑(花押)

室原三河守殿(傍点筆者)①

(ロ)就爰元之義、矢_(事カ)卽年中行中書状利来、加被見、得其意候、对当方、惟豊_(阿蘇)可為御深重之由候、是自他代々首尾案中候、然者入田親子其外被寄合之者共、加南郷罷越之由候、幸之儀候、此節惟豊殿重被加下知、悉於被討論候、永代不易可申談候、此等之儀、以兼義入魂、任所存候者、領知之事、一段可加扶助候、猶年寄共可申候、恐々謹言

(天文十九年)

三月八日

義鎮

北里加賀守殿(傍点筆者)②

(ハ)今度小国表無実所成立、不及是非候、然者親生事、以順路之覚悟出頭、感悦無極候、既被頭心底候上者、毛頭不可有別儀之条、急速一行可預馳走事肝要候、仍家督之事、親生以連統、親類家中之人等被申進、此節可被励懇忠事、專一候、於于今者、親定事茂可為同意哉之条、熟談專要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天正十三年カ)
十二月十日

義統

北里次郎左衛門尉殿(傍点筆者)③

右にみるごとく、いずれも「猶年寄共可申候 恐々謹言」と記されており、書式は一貫している。

そのほかには「宿老中」「宿老衆中」という表現が、義鑑代、義鎮代にそれぞれ一例ずつみられるが、義統代にはみられない。そしてこのような称呼は文書面には次のごとくに記されている。

(ニ)就高良山座主良胤化言之儀、如此以連署如此候間、(中略)

上意之趣承宿老中へ可令申候、恐々謹言、(傍点筆者)

卯月廿一日

(臼杵)鑑 統判

(雄城)治 景判

(齊藤)長 実判(4)

この場合署名者はまさしく「宿老中」であり、前掲橋本操六氏論考中の「大友氏奉行年表」によれば、天文七・八(一五三八・九)年の文書と比定できる。つまり義鑑代である。

義鎮代においては、

(ホ)御札、令拝見候、就肥前国之儀、(中略)委曲、宿老衆中、可被申入旨、可得御意候、恐々謹言、(傍点筆者)

(天文廿三年) 八月十六日

謹上 五郎殿

左衛門佐晴光 在判(5)

とあり、室町幕府の聞次・職大館左衛門佐晴光より大友義鎮宛のものである。そして右文書中にある宿老衆中は志賀親守・雄城治景・田北鑑生・吉岡長増・臼杵鑑統をさしている。(6)

以上の考察から、義鑑・義鎮・義統の差出した文書では(前記(イ)(ロ)(ハ)、いづれも「年寄共」と称し、(ニ)・(ホ)のごとく、宿老本人とか、幕府側の者が文書発行の立場にある場合は「宿老」または、「宿老衆」という称呼を用いていることを知り得た。それではこれら年寄(以下この称呼を用いる)は大友氏のものでいかなる職能・職権をもち、いかなる立場にあったのであろうか。

註(1)室原文書一九『熊本県史料』中世編第一、七四九頁。

(2)北里文書三、前掲同書、四九八頁。

(3)北里文書十五、前掲同書、五〇五頁。

(4)田北学氏編『続編年大友史料』八、三一八号史料、一四七頁。

(5)同氏編『大友史料』第壹冊、一一三号史料

(6)前掲同書、一一四号史料

三

室町幕府との関係を見ると、天文二十三(一五五四)年に、志賀親守・雄城治景・田北鑑生・吉岡長増・臼杵鑑統などの年寄が、幕府の聞次・職大館晴光を通じて足利

義輝に大友五郎(義鎮)の肥前国守護職補任状と、大館晴光より大友五郎宛副状、同書状、さらに大館晴光より年寄連名宛の書状が送られている。

つまりこの場合、大友五郎↓年寄↓大館晴光(幕府申次職)↓足利義輝という幕府との手続にこれら年寄は関係し、さらに義鎮が、召名五郎を新太郎と改める時には、義鎮↓年寄↓使僧勝光寺光秀↓大館晴光というルートにおいて関係している(1)。これら二つのルートが幕府との関係では常に保たれていることがわかる。さて大友氏支配下にあつてはどうであらうか。

『当家中行事作法日記』(2)に見える所では、

正月朔日の対面について、「一、対面次第之事。一年寄衆。二ニ親類衆。三ニ志賀、太刀、目録にして参也。(中略)其後田村、其後聞次衆、又宿老子供、近辺無余儀衆参也。(以下略)」と対面の順序について述べているのであるが、「一番年寄衆」「宿老子供」とあるのは、年寄衆⇨宿老であることは明らかである。

これら年寄は、正月朔日の対面の序列が第一番であることは右にふれたごとくであるが、正月以外においても「宗麟御代始迄ハ、毎月朔日十五日ニ、宿老ヘ対面候ツ。朔日にハ、さいいのつほいりにて御酒也。是に箸をうちふ申候。此さゝい、佐賀の関より、いつも参候」とあ

るごとく、毎月一日十五日の対面があり、また「猪、鹿共ニ獵之時ハ、宿老、聞次、近辺之衆へ、皆々拝領させ候。」⁽³⁾等々、諸儀礼、諸行事にはほとんど関係している。

これは至極当然な事であるが、ここで注意すべきは、これら宿老（年寄）と称される直臣団の最高クラスの人々は、大友氏居城または城下に常住していたのか、つまり兵農分離の先駆的形態である所の家臣団集住がみられたかという問題である。

このような観点からみると、毎月一日十五日に対面があるということは、重臣団の城下集住が不徹底であったことを物語るものであろう。そしてこの定例の対面以外に用件の生じた場合には、

豊前・筑前寺社諸侍中就訴訟ニ、堪忍之由承候、各御存知、為可糾邪正之、至両国差遣検使候之条、彼衆帰国之時可申談候、先以今度忠貞之仕者、^(宜カ)当知行分之事、無相違令領知申事、^(之)於在々者、雑務之砌、可出頭之由、申聞肝要候、恐々謹言、

十月十三日

義 鎮 御判

年寄中⁽⁴⁾

とあり、傍点の部分は正しく集住の不徹底を示している。なお義鎮より、「年寄中」という宛書きの文書は管

見の及んだ範囲ではこの文書のみである。一方天正十四（一五八六）年六月の文書によれば、

從、義統、至愚老、判之儀、被申付候、雖斟酌候、可遂其節、覺悟候之處、為御祝儀、織物一端、贈給候、御丁寧之至、祝着候、猶、自是、重疊、可申述候、恐々謹言、

（天正十四年） 六日廿八日

宗 滴（宗麟）在判

魚返伊豆入道殿⁽⁵⁾

とあり、宗麟がその子義統より判之儀を申付られていることがわかる。天正十四年という年は大友氏にとって

は危機であった。

すなわちその年の三月には、宗麟は上洛して、秀吉に島津方の動静を知らせ、秀吉の援けを請うており、秀吉の九州征伐の誘因をつくった。このような危機は、天正六（一五七八）年十一月の、日向耳川における島津方との対戦に敗れてからはじまっている。そしてこの頃より義統の無能ぶりに対して、重臣団より義統を諫める連署状などが出されている⁽⁶⁾。このような状態から重臣団は「島津氏の侵攻に備えて、何れも己が居城に在り、義統の側近にあらず、重要文書の加判に、其人無く、宗麟をして、此の任に当らしめしもの⁽⁷⁾」と考えられる。

かかる事件については「当家筆法之抄条々」の中で、「加判被仰付候事、当時加判衆、無人数之条、乍御辛勞、

各被申談、如前々、執沙汰肝要候（以下略）」（⁸）とあるようにいみじくも「当時加判衆、無人数之条」とはっきり指摘されており、その実例としては次の文書が見られる。

当時加判無人数之条、乍御辛勞各被申談、如前々取沙汰肝要候、恐々謹言、

十二月九日

義統

田原常陸入道殿（親宏入道宗龜）（⁹）

これは田原親宏の子親貫が、天正八（一五八〇）年に滅され、その遺跡に義鎮の二男新九郎親家が入り、田原氏が惣領大友氏の統轄下に入った頃のものであり、天正八年後数年の間のものと比定できる。

このようにみてくると、すくなくとも天正六（一五七八）年以降重臣団の城下集住は極めて不徹底というよりも、ほとんど加判などの執務は順調に行なわれなかった状態にあったと推察できる。かかる状態は大友氏の場合、周辺勢力との関係から恒常的に不安定なものであり、まさに戦国期的様相を示しているといえよう。

こうみてくると、橋本操六氏の論考¹⁰で、「天正中に活躍している人は、朽網宗歴・志賀道輝・木付宗虎・一万田宗慶等があるが、高橋統増・立花統虎等多くの連署人の現われる場合はその例を一、二見るに過ぎない。斯

様な連署人の変遷は大友氏の衰退期を物語る一資料とみられるのではなからうか」といわれていることがさらに具体性をもって理解されるのである。そして、さらに「連署人の増減は、その対象者の身分の高低、内容の重要性の高低、重ねて命を奉ずる場合、知行宛行に関するもの、単なる感状におわるものなどによって差異を生じている」¹¹）とともに、前述したごとき、極めて不安定な直臣団把握の状況の影響も一要因と考えるべきであろう。

註(1)田北孝氏編『大友史料』第壹輯、一一一号より一一四号史料。

(2)右同氏編『統大友史料』五、一七一頁以降。

(3)同右一九二頁

(4)宇佐 元重実文書一五。『大分県史料』八、二六九頁。

(5)田北孝氏編『大友史料』第貳輯、三六号史料

(6)田北孝氏編『統大友史料』三、一〇三一号文書の註

花見朔己著『綜合日本史大系(の安土桃山時代史)』四四六頁。

拙稿「豊後大友氏研究覚書―大友義統を諫むる連署状案の分析―」研究と評論第二号、法政大学第二高校発行。

(7)田北孝氏編『大友史料』第貳輯、二五九頁、編者註

(8)右同氏編『統大友史料』五、四九頁。

(9)西国東小田原文書三。『大分県史料』一〇、一六頁。

(10)(11)同氏前掲論文。

四

つぎに重臣団である年寄たちの職能の一端を見てみよう。まず、これら年寄たちは、「方分」と称し、方面別（地域別）事務分担がなされており⁽¹⁾、「当家筆法之抄条々」によれば、「宿老へ方分被仰付候事、何ノ郡、開次之事、如前々、堅固ニ、取沙汰肝要候、為御存知候、恐々、何ノ何かし殿」⁽²⁾とあることによって知ることができる。

直接的に「方分」とはいえないが、広義の方分、つまり「職務分担」が存したことはうかがいしることができ。次の文書はそれを物語っている。

（義鎮）
五郎祝儀之事、一色左京太夫義清申談候之条、為惣奉行、曰
杵安房守差上候間、被罷上、海上誓固等之儀、別而預馳走候
祝着候、今度辛勞儀、追而一段可賀申候、恐々謹言、

六月十一日

義鑑

岐部左助殿⁽³⁾

五郎祝儀之事、（同文につき中略）祝着候、今度取分被添心辛
勞之儀、追而一段可賀申之旨、猶年寄共可申候、恐々謹言、

六月十一日

義鑑

岐部能登守殿⁽⁴⁾

この二文書に出てくる臼杵安房守鑑統は、橋本操六氏論文でいう所の奉行人であり、天文年間より弘治初年の間にわたって加判・連署している。このことからこれら奉行人、つまり年寄は恩賞について加判・連署すると共に五郎（義鎮）の祝着については、惣奉行として上洛することがあった。

また一方、同じ岐部能登守宛文書の中に、

薪之事申候之處、濟々給候、祝着候、猶雄城若狭守可申候、
恐々謹言、

十二月廿五日

義鑑

岐部能登守殿⁽⁵⁾

とあり、ここにみられる雄城若狭守（治景）も、臼杵鑑統とほぼ同時代の年寄である。しかしこのような物資調達に対する礼については必ずしも年寄の役柄でなかった。つまり、

地鉄之事申候之處、早々給候、令悦喜候、委細塩手兵部少輔
可申候、恐々謹言、

卯月二日

義鑑

岐部能登守殿⁽⁶⁾

とあるように、右文書にみられる塩手兵部少輔は、田北氏の分家で、大分県直入郡旧田北村の士⁽⁷⁾であり、年

寄ではない。

このようにみると、「方分」についてはまだ考察の余地があるけれども、橋本操六氏の論文で述べられている加判・連署者の人数が不安定であったことは、このような年寄の役柄が極めて多岐にわたったことと、前項にみた事情とからきたものといえよう。

さらに奥野高広氏が、『戦国大名』でふれておられる、「加判衆六人は、年寄の系列に属するものであらう」⁽⁸⁾とされていることに矛盾はないが、宗麟以後は最大六人であって、現実にはその人数を確保できなかったのが実情であった。

かかる実情は、先にも考察したごとく、相次ぐ軍事行動のために、これら年寄は軍事活動に重点がおかれ、兎角行政面から力を抜かねばならなかったことがうかがわれる。

とくに天正六（一五七八）年以降はこのような傾向が顕著であり、文書発行形式・手統の乱れとなつてあらわれている⁽⁹⁾。

註(1)田北学氏編『統大友史料』四、一三二〇号史料の編者註。

(2)同氏編『統大友史料』五、五〇頁。

(3)東国東岐部文書三七、『大分県史料』一〇、一七六頁。

(4)同右文書三八、

大友氏家臣団についての一考察（芥川）

(5)同右文書三一、一七三頁。

(6)同右文書四四、一七九頁。

(7)田北学氏編『大友史料』第貳冊二一九頁編者註。

(8)同氏著『戦国大名』九四・五頁、昭三五・十二城書房発行。

(9)田北学氏編『統大友史料』四、一二四二号史料、一三二三号史料編者註。

五

以上大友関係の主要な文書の連署者としてあらわれてくる年寄等について、城下集住の度合、その職能などについてみてきたのであるが、橋本操六氏の論考において「奉行人」として捉えられているが、今後大友氏関係の研究が発展してゆく現段階においては極力史実に立脚した名辞を用いるべきだと思うので、管見に入った範囲で奉行職についてメモ的に列挙してみよう。

社奉行 天文十九（一五五〇）年では、田北鑑生、一万田弾正忠、白杵鑑統、吉岡長増、小原（鑑元）カ、が見られ、一万田以外は年寄である⁽¹⁾。永祿六（一五六三）年には、奈多鑑基の名が見える⁽²⁾。

寺家奉行⁽³⁾

造営奉行⁽⁴⁾

作事奉行⁽⁵⁾

肥後国奉行 志賀安房守親安の名が見える(6)。

玖珠郡關所奉行(7)

梶飯奉行(8) 下郡上総介・同備後守・足田越前守・志村

越後寺・葛城山城守の名が見えるが年寄ではない。

酒奉行(9) 秋岡兵部少輔・得丸尾張守・薬師寺伊豆守の

名が見えるが年寄ではない。

太刀奉行(10)

判紙奉行(11) 吉良越中入道・野上伯耆入道・石城大藏入

道、野上越中入道の名が見えるが年寄ではない。

猪鹿奉行 田北内蔵助・臼杵掃部・小原若狭守・風早権

介・薬師寺備後守・板井左京入道・小原加賀入道が

「狩きやうし」(行事か筆者註)としてみえるが、勿論年

寄ではない(12)。

狩奉行 臼杵掃部助・寒田紀伊入道の名が見える。「能

々狩に心得たる衆ならてハ不申付候。よの公役にかハ

リ、筋目分限不入候」(13)とある。この点からみて年寄

ではない。

以上列挙するにとどまるが、梶飯奉行以下と、それ以前
の奉行の間には、行政面と行水面の相違がみられ、後
者の中には、狩奉行のような特技による任命がみられる
。しかし全般を通じては、年寄の一部か、その一族・庶
流の出自とみられる人物が任じられていることがわか

る。しかし年寄＝奉行人とはいいい得ず、橋本操六氏の論
考中の「奉行人」は、「加判職」か「加判衆」とするの
が妥当であろう。

註(1)宇佐永弘文書二二五〇、『大分県史料』六、二〇二頁。

(2)同右文二二九二、同書六、二八六頁。

(3)田北孝氏編『続大友史料』五、一七五頁。

(4)右同氏同書二、五五九号史料。

(5)大野久保文書二六、『大分県史料』一三、一七九頁。

(6)西安寺文書三、『熊本県史料』中世編第一、一九三頁。

(7)田北孝氏編『続編年大友史料』七、一〇号史料。玖珠野上
文書一〇、『大分県史料』一三、二九〇頁。

(8)田北孝氏編『続大友史料』五、一七五頁。

(9)右同氏編同書、同頁。

(10)、(11)、同右、一九七頁。

(12)、(13)、同右一八九—一九〇頁。

六

以上先学諸氏の業績、なかでも橋本操六氏の労作を中
心点にして考察を進めて来たのであるが、

1 三人型・五人型等、連署・加判している人数の相違
とか、同紋衆・下り衆・国衆などの構成の変化は、戦
国期大友氏の権力構造が、極めて不安定な事実が端的
に現われたものとみるべきであろう。

2 このような不安定な事実、直臣団の中で最高の位置を占める年寄を、徹底して集住せしむることができなかった。この主要原因としては、軍事的に領国・分

国の周辺勢力の動揺に起因すること大であり、常に軍事行動が先行するという時点で大友氏がおかれていることを物語っている。

3 なお今後の研究上、橋本操六氏の研究対象となった「奉行人」については、統治者たる義鑑・義鎮・義統には一貫してみられる「年寄」または「年寄衆」の名称があるが、具体的行動・事実によって「加判衆」の名称を用いるのが妥当と考えられる。と、この三点にまとめることができる。さらに附言すれば、形式面ではさながら整然としているように見える重臣団の組織も、その実態は極めて不安定なものであった。この事自体戦国期の特質というべきであろう。

しかし注意すべきは近世大名がこのような動揺期を超越して成立するものであるとすれば、その先駆的役割と萌芽期に相当する戦国大名家臣団考察の意義は極めて深いものがある。この意味からこの小論がいささか貢献する所あらば幸いこれに過ぎるものはない。

(一九六二・七・二九稿)

(法政大学第二高等学校勤務)

大友氏家臣団についての一考察(芥川)

法政大学史学会第四回大会

期 日 昭和三十七年十月六日(土)
時 間 午後二時より午後六時半まで
会 場 法政大学 五四一番教室(五十五年館四階)

研 究 発 表

- | | | |
|---|--|---------------|
| 1 | 北関東における封建的土地所有成立過程
——所謂辺境「在家」の進化をめぐって—— | 村川 幸三郎 |
| 2 | 辺境政権としての奥州藤原氏
明治十年代国立銀行における為替前貸業務 | 石塚 栄
新井 探博 |
| 4 | 東海道における庶民交通の一断面
——相州真楽寺文書より見た場合—— | 宇佐美ミサ子 |
| 5 | 久津見蔵村と無政府主義 | 那須 良郎 |
| 6 | 江戸近郊農村の一形態 | 黒崎 菊江 |
| 7 | 関東における初期幕領支配について
——伊奈備前守忠次を中心に—— | 村上 直 |